

「証券 CFD 取引契約締結前交付書面・注意喚起文書」 新旧対照表

2024年9月9日（下線部分変更）

新	旧
<p><u>カバー取引について</u></p> <p>・当社の株式 CFD、株価指数 CFD、その他指数 CFD、ETF（上場投資信託）及び ETN（指標連動証券）を原資産とする CFD は、下記の相手方または外国金融商品市場においてカバー取引を行います。</p> <p>商号又は名称：シンガポール取引所（Singapore Exchange） 監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）</p> <p>…（中略）…</p> <p>商号又は名称：Nasdaq（ナスダック）取引所 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）</p> <p><u>商号又は名称：大阪取引所</u> 監督を受けている当局の名称：金融庁</p>	<p><u>カバー取引について</u></p> <p>・当社の株式 CFD、株価指数 CFD、その他指数 CFD、ETF（上場投資信託）及び ETN（指標連動証券）を原資産とする CFD は、下記の相手方または外国金融商品市場においてカバー取引を行います。</p> <p>商号又は名称：シンガポール取引所（Singapore Exchange） 監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）</p> <p>…（中略）…</p> <p>商号又は名称：Nasdaq（ナスダック）取引所 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）</p> <p><u>新設</u></p>